



第70期 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時00分
（受付開始 午前9時00分）

場所 東京都新宿区新宿一丁目1番13号
当社8階講堂

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、本総会は大幅に規模を縮小した上での開催とさせていただきます。座席数を超えるご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、安全を最優先に、本総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前質問の受付について

株主様からの事前のご質問を当社ウェブサイトにて6月17日（金曜日）までお受けいたします。下記のURL 又はQRコードより、アクセスいただき、ご質問ください。

事前質問 URL :

<https://www.hakuto.co.jp/contact/hakuto/>



当日ご出席の株主様へのお土産の配付はとりやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



代表取締役社長執行役員
阿部 良二

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様、そして困難な生活環境など多大なる影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、ここに、第70期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2021年度の事業の概況をご報告させていただきます。

当社は、2024年度を最終年度とする新中期経営計画「Change & Co-Create 2024」のスローガンの下、事業構造変革による価値創造と収益性向上の目標を達成するため、全社を挙げて各種施策に取り組み、社業の一層の発展を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年6月

目次

招集ご通知

第70期定時株主総会招集ご通知 …	2
議決権行使のご案内 ……………	3

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 ……	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件 ……………	7
第3号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件……	14

招集通知提供書面

事業報告 ……………	19
連結計算書類 ……………	40
計算書類 ……………	42
監査報告 ……………	44

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁から18頁）をご検討くださいます。事前にインターネット又は郵送により、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区新宿一丁目1番13号 当社8階講堂 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使のご案内	3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「内部統制システム」「会社の支配に関する基本方針等」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

当社ウェブサイト (<https://www.hakuto.co.jp>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

ご 推 奨



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

**2022年6月24日（金曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛
否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

**2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分到着分まで**



インターネットで議決権を 行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

**2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分行使完了分まで**

インターネットによる議決権行使について

- ① 書面（郵送）とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② 株主様のインターネットの利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
- ③ パソコン又はスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料金等は、株主様のご負担となります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

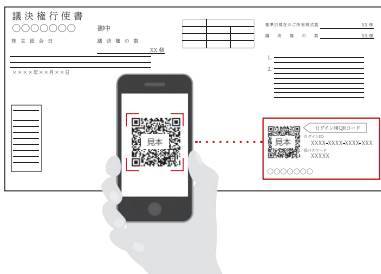
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

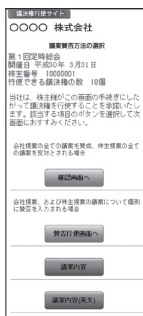
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォン等により、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

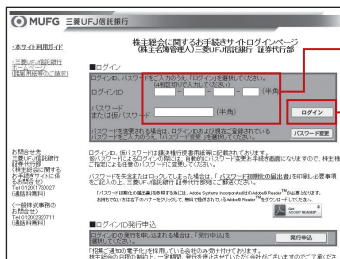


QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

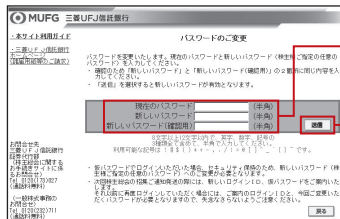
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご入力ください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（ 削 除 ）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>3. <u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>附則第3項から第5項については、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	あべ りょうじ 阿部 良二	代表取締役社長執行役員	再任
2	たかだ よしなえ 高田 吉苗	取締役副社長執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌 兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当	再任
3	とうご あきら 藤後 章	取締役常務執行役員ケミカルソリューションカンパニー 管掌	再任
4	しんとく のぶひと 新徳 布仁	取締役常務執行役員管理統括部長兼総務部長 兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当	再任
5	みやした たまき 宮下 環	取締役執行役員システムプロダクツカンパニー プレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長	再任
6	いしした ゆうご 石下 裕吾	取締役執行役員ストラテジックデバイスカンパニー プレジデント兼アドバンスドデバイスカンパニー プレジデント兼デバイス事業統括部長	再任
7	たかやま いちろう 高山 一郎	取締役	再任
8	かみじょう まさひと 上條 正仁	取締役	再任 社外 独立
9	むらた ともひろ 村田 朋博	取締役	再任 社外 独立
10	みなみ かわ あきら 南川 明		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>あべ りょうじ 阿部 良二 (1957年11月9日)</p> <p>再任</p> <p>在任期間 14年</p>	<p>1983年 3月 当社入社</p> <p>2008年 6月 同取締役電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長</p> <p>2015年 6月 同取締役常務執行役員電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長兼海外事業統括部担当</p> <p>2020年 1月 同取締役常務執行役員デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長</p> <p>2020年 4月 同代表取締役社長</p> <p>2021年 4月 同代表取締役社長執行役員 (現在に至る)</p>	31,400株

取締役候補者の選任理由等

阿部良二氏は、電子部品事業の経営責任者及び伯東グループの海外事業統括責任者を経た後、2020年4月から代表取締役社長を務めております。同氏は、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮して当社経営を担っていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>たかだ よしなえ 高田 吉苗 (1957年5月27日)</p> <p>再任</p> <p>在任期間 18年</p>	<p>1983年 4月 当社入社</p> <p>2004年 6月 同取締役総合企画部長兼経理部長兼情報システム部担当</p> <p>2008年 4月 同取締役経営企画統括部長</p> <p>2008年 6月 同常務取締役経営企画統括部長</p> <p>2011年 6月 同専務取締役管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当</p> <p>2015年 6月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当</p> <p>2019年 4月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当</p> <p>2021年 4月 同取締役副社長執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 (現在に至る)</p>	26,800株

取締役候補者の選任理由等

高田吉苗氏は、経営企画・経理部門の責任者及びIT部門担当を経て、現在はCFOとして伯東グループ全体の経理・財務戦略を統括するほか、IR戦略・IT戦略を管掌するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、経営管理全般において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	とうご あきら 藤後 章 (1958年4月21日) 再任 在任期間 6年	1982年10月 当社入社 2015年 6月 同執行役員化学事業部長 2016年 6月 同取締役執行役員化学事業部長 2018年 3月 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長 2018年 4月 当社取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニープレジデント 2021年 4月 同取締役常務執行役員ケミカルソリューションカンパニー管掌 (現在に至る)	14,200株

取締役候補者の選任理由等

藤後章氏は、メーカー部門であるケミカル事業の経営責任者を務め、石油・石油化学、紙・パルプ、自動車向けの工業薬品関連において豊富な経験と実績を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と新市場の開拓に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	しんとく のぶひと 新徳 布仁 (1960年12月6日) 再任 在任期間 11年	1985年 4月 当社入社 2011年 6月 同取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 2011年 6月 伯東A&L株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 2015年 6月 当社取締役執行役員管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2017年 4月 同取締役執行役員管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 2022年 4月 同取締役常務執行役員管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 (現在に至る)	18,300株

取締役候補者の選任理由等

新徳布仁氏は、人事・総務・業務・CSRなど管理関係部門を統括しているほか、伯東A&L株式会社の代表取締役社長を務めるなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、主管部門において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>みやした たまき 宮下 環 (1971年1月21日)</p> <p>再任</p> <p>在任期間 3年</p>	<p>2000年4月 当社入社 2010年1月 同電子デバイス第一事業部営業三部長 2014年4月 Hakuto Enterprises Ltd. Deputy Managing Director 2015年10月 Hakuto Enterprises Ltd. Managing Director 2017年9月 当社電子機器事業部副事業部長 2018年4月 同執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼営業三部長 2018年4月 サンエー技研株式会社取締役 (現在に至る) 2019年4月 当社執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2019年6月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2020年4月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長兼中華圏機器ビジネス推進担当 2021年4月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 (現在に至る)</p>	7,600株

取締役候補者の選任理由等

宮下環氏は、電子・電気機器事業の経営責任者を務め、半導体製造装置、真空・分析機器関連において豊富な経験と実績を有するほか、海外現地法人の事業責任者を務めた経験からグローバルな事業経営における幅広い知見を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と事業領域の拡大に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>いしした ゆうご 石下 裕吾 (1971年10月6日)</p> <p>再任</p> <p>在任期間 2年</p>	<p>2000年4月 当社入社 2013年4月 同電子デバイス第二事業部営業一部長 2016年10月 同デバイスソリューションカンパニー営業一部長 2017年4月 同海外事業統括部副統括部長（STビジネス担当）兼デバイスソリューションカンパニー営業一部長 2018年4月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント 2020年4月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長 2020年6月 同取締役執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼アドバンスデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長 (現在に至る)</p>	7,400株

取締役候補者の選任理由

石下裕吾氏は、電子デバイス事業の部門責任者を務め、また伯東グループの海外デバイス事業を統括するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、電子デバイス事業の収益性向上と海外デバイス事業の拡充に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たかやま いちろう 高山 一郎 (1958年1月3日) 再任 在任期間 22年	1986年 6月 アメリカ合衆国医師国家試験に合格 1990年 5月 日本国医師国家試験に合格 1990年 6月 当社取締役 1996年 6月 同取締役退任 2000年 6月 当社取締役 (現在に至る)	1,058,923株

取締役候補者の選任理由等

高山一郎氏は、米国籍を有する医師として米国に居住し、当社の仕入先とする米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有していることから、当社が米国をはじめとした海外企業と取引をするうえで有益な助言をいただき、また、一般株主の目線で客観的かつ公正な立場から経営を監督していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	かみじょう まさひと 上條 正仁 (1954年7月12日) 再任 社外 独立 在任期間 7年	2006年 6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員 2008年 6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員 2009年 6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 2014年 4月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年 4月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2016年 6月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年 6月 全国保証株式会社社外取締役 (現在に至る) 2021年 3月 ミラバイオロジクス株式会社社外監査役 (現在に至る)	-

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

上條正仁氏は、株式会社埼玉りそな銀行の代表取締役社長を務められるなど、会社経営に関して豊富な経験を有しており、重要な経営判断に際しては意見表明、助言等を求め、適正な意思決定の確保に資すると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<p>むらた ともひろ 村田 朋博 (1968年6月17日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>在任期間 1年</p>	<p>1991年 4月 大和証券株式会社入社 1994年 7月 株式会社大和総研入社 1996年 9月 モルガン・スタンレー証券会社入社 2009年 2月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2015年 6月 山一電機株式会社社外取締役 (現在に至る) 2018年 6月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員 (現在に至る) 2021年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p>	-

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

村田朋博氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場から事業構造の改革や成長基盤の構築について、的確な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<p>みなみかわ あきら 南川 明 (1958年12月6日)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1982年 4月 モトローラ株式会社入社 1990年 5月 ガートナージャパン株式会社シニア・アナリスト 1996年 1月 IDC Japan株式会社ディレクター 2000年 6月 WestLB証券会社調査部ディレクター&シニア・アナリスト 2003年 4月 クレディーリヨネ証券会社調査部テクノロジーヘッド &シニア・アナリスト 2004年 7月 株式会社データガレージ取締役社長 2010年11月 米IHSグローバル株式会社コンサルティングディレクター 2019年 8月 英インフォーマインテリジェンス合同会社シニア コンサルティングディレクター (現在に至る)</p>	-

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

南川明氏は、外資系企業でエレクトロニクス業界のアナリストとして培った豊富な経験と幅広い見識を有していることから、客観的・中立的な立場からグローバル・最先端の技術動向について、的確な助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 南川明氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 上條正仁氏、村田朋博氏及び南川明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の独立性について

当社は、上條正仁氏及び村田朋博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、当社は、新任の南川明氏の選任が承認された場合には、同氏につきましても独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。なお、上條正仁氏、村田朋博氏及び南川明氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（18頁参照。）における独立性の要件を充足しております。

5. 責任限定契約について

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、高山一郎氏、上條正仁氏及び村田朋博氏の再任及び南川明氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続又は締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の請求にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	やまもと ふみあき 山元 文明	取締役常勤監査等委員 再任 社外 独立
2	おかなん けいじ 岡南 啓司	取締役監査等委員 再任 社外 独立
3	かとう じゅんこ 加藤 純子	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>やまもと ふみあき 山元 文明 (1957年4月1日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>在任期間 4年 (うち社外監査役 2年)</p>	<p>1979年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2004年4月 株式会社りそな銀行執行役融資管理部長 2005年6月 同行執行役員企業金融部副担当 2010年6月 株式会社レオパレス21常務執行役員 2010年6月 同社取締役常務執行役員 2013年4月 りそな総合研究所株式会社専務取締役 2015年6月 大平洋金属株式会社社外監査役 2017年6月 昭和電線ホールディングス株式会社社外監査役 2018年6月 当社常勤社外監査役 2019年6月 昭和電線ケーブルシステム株式会社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役常勤監査等委員 (現在に至る)</p>	900株

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の在任期間は、監査役として2年、監査等委員である取締役として本総会の終結の時をもって2年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>おかなん けいじ 岡南 啓司 (1957年1月13日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>在任期間 3年 (うち社外監査役 1年)</p>	<p>1979年4月 国税庁入庁 1999年7月 札幌国税局調査査察部長 2006年7月 国税庁審理室長 2008年7月 大阪国税局総務部長 2011年7月 福岡国税局長 2012年6月 国税庁徴収部長 2013年9月 日本蒸留酒酒造組合専務理事 (現在に至る) 2019年6月 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)</p>	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

岡南啓司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の在任期間は、監査役として1年、監査等委員である取締役として本総会の終結の時をもって2年あります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かとう じゅんこ 加藤 純子 (1974年12月3日) 新任 社外 独立	1997年4月 セイコー電子工業株式会社(現・セイコーインスツル株式会社)入社 2007年9月 司法試験合格 2008年12月 司法研修所修了 2008年12月 弁護士登録 (現在に至る) 2008年12月 安西法律事務所入所 2017年4月 渡邊岳法律事務所入所 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

加藤純子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務と労務問題に精通し企業経営を統治するに相応しい見識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 加藤純子氏は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 山元文明氏、岡南啓司氏及び加藤純子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役候補者の独立性について

当社は、山元文明氏及び岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、当社は、新任の加藤純子氏の選任が承認された場合には、同氏につきましても独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。なお、山元文明氏、岡南啓司氏及び加藤純子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（18頁参照。）における独立性の要件を充足しております。

5. 責任限定契約について

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、山元文明氏及び岡南啓司氏の再任、加藤純子氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続又は締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の請求にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決されたのちの取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりです。

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし、中長期経営計画の実現に向け、当社の取締役会が意思決定機能及び監督機能を適切に発揮するために、当社役員が有する専門性・経験は以下の通りです。

議案 番号	候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	専門性と経験						
				経	マ	技	人	財	内	グ
2	1	阿部 良二	代表取締役社長執行役員	●	●	●			●	●
	2	高田 吉苗	取締役副社長執行役員	●				●	●	
	3	藤後 章	取締役常務執行役員	●	●	●				
	4	新徳 布仁	取締役常務執行役員	●			●		●	
	5	宮下 環	取締役執行役員	●	●	●				●
	6	石下 裕吾	取締役執行役員	●	●					●
	7	高山 一郎	取締役	●						●
	8	上條 正仁	取締役	社外	独立	●		●	●	●
	9	村田 朋博	取締役	社外	独立	●	●	●		
	10	南川 明		社外	独立	●	●	●		●
3	1	山元 文明	取締役(常勤監査等委員)	社外	独立	●			●	●
	2	岡南 啓司	取締役(監査等委員)	社外	独立				●	●
	3	加藤 純子		社外	独立			●		●



企業経営経験



マーケティング・営業



技術・開発・製造



人事・労務



財務・会計



内部統制



グローバル

(ご参考) 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外取締役（以下、「社外役員」という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者）又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者）又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者
6. 当社の主要株主又はその業務執行者
7. 当社が主要株主である会社の業務執行者
8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者
9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
10. 最近3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
13. 最近3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族
14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。
2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。
3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国において新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、行動制限も緩和され、経済社会活動の活性化から本格的な回復への動きも見られましたが、ウクライナをめぐる国際情勢の緊迫や資源価格の高騰などにより、景気の先行きは不透明感が強まりました。

我が国経済についても、新型コロナウイルスの感染状況の緩和から個人消費や企業業績が持ち直す傾向もみられましたが、原油高による物価上昇や急激な為替の変動など、不安定な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループの主力事業であるエレクトロニクス事業においては、世界的な半導体や電子部品の需給逼迫によるサプライチェーンの混乱や製品価格の値上げによる影響が続いたものの、車載関連分野の伸長や民生・産業機器分野などにおける活発な設備投資により、業績は概ね堅調に推移し、円安に推移したことにより電子部品事業における収益性が大きく改善いたしました。また、工業薬品事業における化粧品基剤の販売も伸長いたしました。

このような環境下において、当連結会計年度の売上高は1,914億95百万円(前期比15.8%増)となりました。

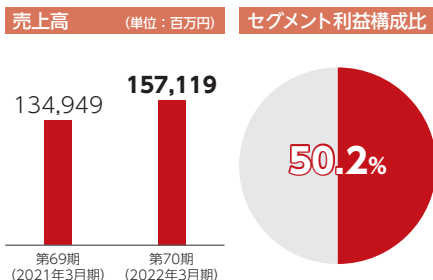
損益面につきましては、売上総利益は239億68百万円(同28.4%増)となり、販売費及び一般管理費として166億63百万円(同12.2%増)を計上した結果、営業利益は73億4百万円(同91.9%増)、経常利益は74億11百万円(同105.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は49億70百万円(同62.2%増)となりました。

また、1株当たり当期純利益は248円48銭となり、前連結会計年度より99円57銭増加いたしました。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「電子部品事業」に区分しておりました太陽光発電事業を「その他の事業」に業績管理区分を変更しております。前連結会計年度のセグメント情報及び前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で作成しております。

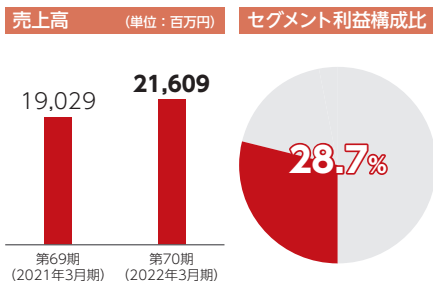
電子部品事業



電子部品事業では、当上期を中心にテレワークや巣ごもり消費の拡大により、PC・タブレット端末向けICやコネクタ等一般電子部品の販売が伸長しました。また、自動車の生産回復により車載用途ICの販売が増加し、民生・産業機器関連分野向けICおよびLCDパネル等の一般電子部品の販売も増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,571億19百万円（前期比16.4%増）となり、販売増加に伴う利益額の増加と為替影響による外貨建て輸取引の収益改善等の要因により、セグメント利益は36億82百万円（同300.4%増）となりました。

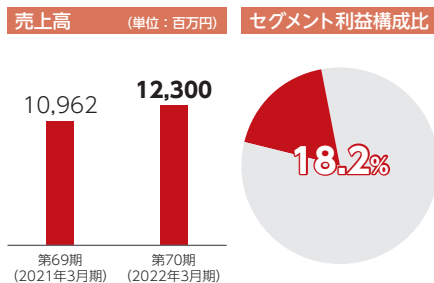
電子・電気機器事業



電子・電気機器事業では、通信インフラ向けの光製品は5G関連設備投資の一巡により減少しましたが、半導体関連の設備投資の活発化によりプリント基板製造装置や真空機器の販売が伸長しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は216億9百万円（前期比13.6%増）となり、収益性の高い自社ブランド商品の販売増加等により、セグメント利益は21億4百万円（同18.9%増）となりました。

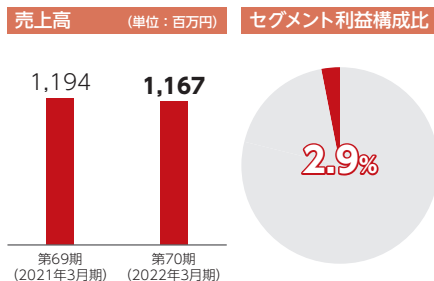
工業薬品事業



工業薬品事業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた石油精製、石油化学及び製紙業界において、顧客プラントの稼働率回復から工程添加剤の販売が伸長しました。また化粧品基剤の販売も堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は123億円（前期比12.2%増）となり、収益性の高い化粧品基剤の販売伸長等により、セグメント利益は13億37百万円（同50.1%増）となりました。

その他の事業



その他の事業では、当社の業務・物流管理全般の受託と太陽光発電事業を行っております。当連結会計年度の売上高は11億67百万円（前期比2.3%減）、セグメント利益は2億13百万円（同3.5%減）となりました。

事業別売上高

事業別	第69期 (2021年3月期)		第70期 (2022年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電子部品事業	134,949	81.2	157,119	81.8
電子・電気機器事業	19,029	11.5	21,609	11.2
工業薬品事業	10,962	6.6	12,300	6.4
その他の事業	1,194	0.7	1,167	0.6
小計	166,135	100	192,196	100
内部取引高	△722	—	△701	—
合計	165,413	100	191,495	100

(注) 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

〈次期の見通し〉

エレクトロニクス業界においては、自動車技術の高度化や通信機器の高機能化、家電のIoT化などにより、引き続き市場の拡大が見込まれますが、半導体をはじめとする電子部品の需給逼迫は今後も続くことが予想されており、中国のゼロコロナ政策やロシアへの経済制裁の影響が懸念されております。

当社グループの電子部品事業においては、自動車、産業機器、民生機器の各分野において伸長を図るとともに、業務の効率化を進めてまいります。

電子・電気機器事業においては、引き続き設備投資による需要拡大が期待できる半導体製造装置関連の受注獲得を強化してまいります。

工業薬品事業においては、海外事業における重合禁止剤の販売を強化するとともに、需要が旺盛な化粧品基剤の販売拡大に取り組んでまいります。

以上の状況を踏まえて、2023年3月期通期連結業績は、売上高1,970億円（前期比2.9%増）、営業利益70億円（同4.2%減）、経常利益69億円（同6.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益50億円（同0.6%増）を見込んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、4億72百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

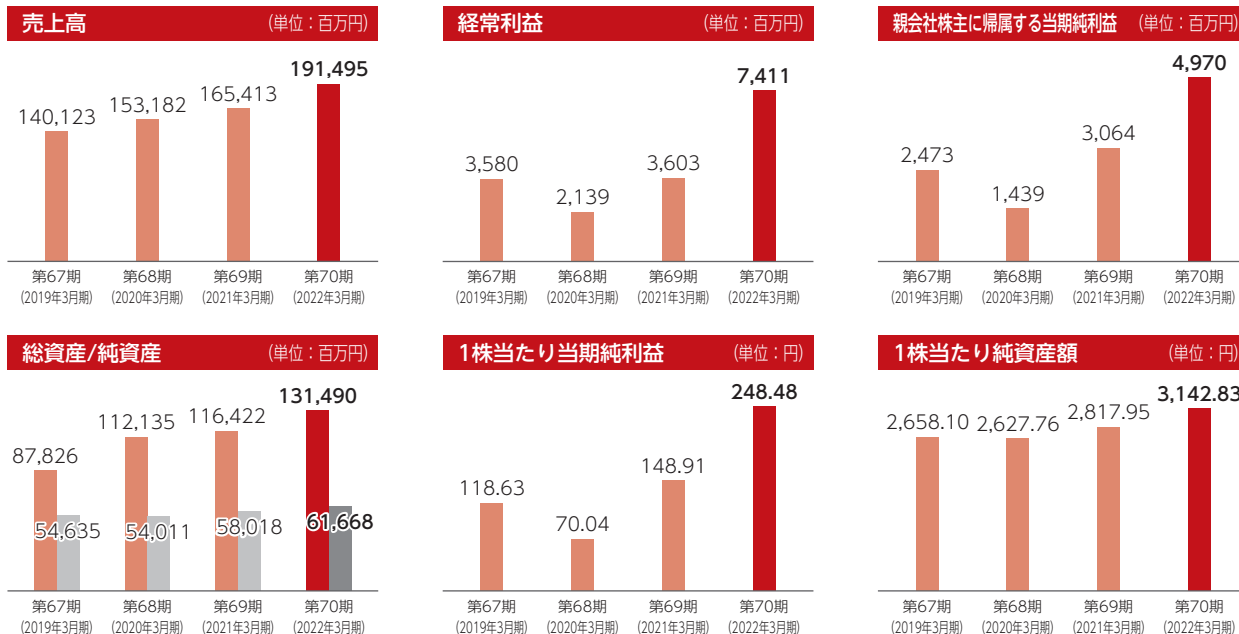
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の100%連結子会社である伯東ライフサイエンス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより当社は伯東ライフサイエンス株式会社の権利全部を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	期 別	期 別			
		第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	140,123	153,182	165,413	191,495
経常利益	(百万円)	3,580	2,139	3,603	7,411
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,473	1,439	3,064	4,970
1株当たり当期純利益	(円・銭)	118.63	70.04	148.91	248.48
総資産	(百万円)	87,826	112,135	116,422	131,490
純資産	(百万円)	54,635	54,011	58,018	61,668
1株当たり純資産額	(円・銭)	2,658.10	2,627.76	2,817.95	3,142.83

(注) 1. 第70期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。

- 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
- 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算出において控除する自己株式には、従業員持株会支援信託ESOP(29頁「その他株式に関する重要な事項」参照。)が所有している当社株式を含めております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Hakuto Enterprises Ltd.	22,025千香港ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	5,000千シンガポールドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Taiwan Ltd.	155,000千台湾ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	108,914千人民元	100	電子機器・部品の輸出入

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当期、旺盛な半導体需要に円安効果も加わり、長年の課題としていた収益性が改善し、好業績を残すことが出来ましたが、如何なる環境下においても、安定した高収益を確保出来る企業体質への転換を図ることが、何より重要であると認識しております。

その目的を達成するため、2022年度は、昨年公表した中期経営計画「Change & Co-CreatE 2024」の2年目として、早期に事業構造の変革を実現するべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 中計施策への取り組み強化

電子部品事業においては、引き続き業務効率化を図るとともに、ソリューションビジネスへの進化を加速させ、収益性の向上に取り組んでまいります。電子・電気機器事業については、自社ブランド商品の販売を国内・海外で強化するとともに、商品ラインの拡大を図ってまいります。工業薬品事業は、引き続き自社技術を活かしつつ、新製品の開発や技術の新規用途の開拓に取り組んでまいります。また、海外事業においては中華圏・ASEANのエリア統括機能を発揮し、業務の効率化とローカルビジネスの拡大に取り組んでまいります。

② 新規ビジネスおよび新規成長分野への取り組み

事業構造の変革を加速し、持続的な成長を図るためにも、新規ビジネスへの取り組みや新規成長分野の開拓は重要な課題であると考えております。各事業において技術と情報を活かし、成長する医療・環境・エネルギー分野を中心に、SDGsの目標を意識した新規ビジネスの開拓を展開してまいります。そのための外部資源の活用も積極的に行ってまいります。

③ 体制・基盤の構築

企業の成長を維持するための体制・基盤の構築については、今年度より導入いたしました新人事制度の定着化や抜本的な業務プロセスの効率化を目指したDXへの取り組みを進めてまいります。また、プライム市場への移行をふまえて、リスクマネジメント体制の整備・構築にも取り組み、グループガバナンスの向上を図ってまいります。

以上の課題に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて注力してまいります。また、引き続き株主還元強化と資本効率の改善を図るため、中期経営計画において公表いたしました、総還元性向100%を目標とする還元方針を維持してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、電子部品、電子・電気機器の販売及び輸出入並びに工業薬品の製造・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

事業別の主要な取扱い商品及び製品は、次のとおりであります。

事業別	主要取扱品目
電子部品事業	半導体デバイス、コネクタ、光学部品
電子・電気機器事業	半導体製造関連装置、プリント基板関連装置、各種真空ポンプ、真空装置用冷凍機、静電型加速器
工業薬品事業	石油・石油化学工業用薬品、水処理薬品、紙・パルプ工業用薬品、塗料不粘着化用薬品、化粧品基剤
その他の事業	業務請負業、太陽光発電事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

事業所名	所在地
本社	東京都新宿区
関西支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
伊勢原事業所	神奈川県伊勢原市
四日市工場	三重県四日市市
四日市研究所	三重県四日市市

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
Hakuto Enterprises Ltd.	香港九龍
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Hakuto Taiwan Ltd.	台湾台北市
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前年度末比増減
電子部品事業	582名	39名減
電子・電気機器事業	254	3名増
工業薬品事業	154	5名増
その他の事業	99	—
全社 (共通)	132	14名増
合 計	1,221	17名減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
687名	3名増	44.0歳	14.1年

(注) 使用人数は就業人員数であり、子会社等への出向者19名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,290
株式会社三菱UFJ銀行	8,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 発行可能株式総数 | 54,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数
(うち、自己株式の数) | 24,137,213株 (前事業年度末比 増減なし)
4,399,977株) |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 13,407名 (前事業年度末比 5,424名増) |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人高山国際教育財団	4,226.2	21.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,586.6	8.03
高山一郎	1,058.9	5.36
高山健	1,058.9	5.36
高山龍太郎	1,058.8	5.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	531.5	2.69
吉田知広	470.1	2.38
伯東従業員持株会	460.4	2.33
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	245.1	1.24
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	241.0	1.22

- (注) 1. 持株数は、百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (19,737,236株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。従いまして、自己株式には従業員持株会支援信託ESOP (29頁「⑦その他株式に関する重要な事項」参照。) が所有する当社株式115,200株が含まれておりません。
 3. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	24,600株	6名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、35頁「④ロ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額」に記載しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は2021年4月30日開催の取締役会決議にもとづき、自己株式の取得を実施いたしました。取得した株式の総数は993,200株、株式の取得価額の総額は1,799百万円であります。

ロ. 当社は2022年1月31日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の充実及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」（以下、「本制度」）の導入を決議いたしました。本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を拡充を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。本制度の導入に伴い、2022年2月22日付で当社は自己株式117,300株（279百万円）を第三者割当により本制度へ一括して処分しております。なお、2022年3月31日現在、本制度が保有する自己株式数は、115,200株であります。

ハ. 当社は2022年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を決議いたしました。

■取得にかかる事項の内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 80万株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 1,800百万円（上限）
- ・取得期間 2022年5月1日～2023年4月30日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

二. 当社は2022年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の消却を決議いたしました。

■消却にかかる事項の内容

- | | |
|--------------|--------------|
| ・消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・消却する株式の総数 | 100万株 |
| ・消却予定日 | 2022年5月16日 |
| ・消却後の発行済株式総数 | 23,137,213 株 |

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役の状態（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	阿部 良二	
取締役副社長執行役員	高田 吉苗	管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当
取締役常務執行役員	藤後 章	ケミカルソリューションカンパニー管掌
取締役執行役員	新徳 布仁	管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 伯東A & L 株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	宮下 環	システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 サンエー技研株式会社取締役
取締役執行役員	石下 裕吾	ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼アドバンスドデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長
取締役	高山 一郎	
社外取締役	近藤 惠嗣	弁護士
社外取締役	上條 正仁	全国保証株式会社社外取締役 ミラバイオロジクス株式会社社外監査役
社外取締役	村田 朋博	フロンティア・マネジメント株式会社執行役員 山一電機株式会社社外取締役
社外取締役 (常勤監査等委員)	山元 文明	
社外取締役 (監査等委員)	水野 秀紀	
社外取締役 (監査等委員)	岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合専務理事

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・水野秀紀氏は、企業経営者及び社外監査役としての豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、税務はもとより財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
2. 当社は、取締役近藤惠嗣氏、上條正仁氏及び村田朋博氏並びに取締役（監査等委員）山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）山元文明氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 2022年4月1日をもって、次のとおり地位及び担当に異動がありました。

氏名	地位及び担当
新 徳 布 仁	取締役常務執行役員 管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店(管理関係)担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高山一郎氏、近藤恵嗣氏、上條正仁氏及び村田朋博氏並びに取締役（監査等委員）山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏につきまして300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および中長期インセンティブとして付与される譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

業務執行取締役の業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の基本報酬に対する報酬構成比率の目安は、以下のとおりといたします。

基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝1：0.5：0.25

※業績連動報酬の上記比率は、上限額が支給された場合であり、業績指標（KPI）の達成度合いに応じて0～0.5の範囲で変動いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業務執行取締役に対する業績連動報酬は、単年度の業績指標（KPI）の達成度合いに応じて、役員賞与として定時株主総会終了後1ヶ月以内に支給いたします。業績指標は、中期経営計画の重要な経営指標としている営業利益とROEを採用し、ROEの達成すべき水準(下限)を5%と定め、その水準を満たした場合、当該事業年度の営業利益の実績に基づき、営業利益額に所定の乗率を掛け、業績連動報酬原資を算出いたします。但し、業績連動報酬原資の上限は、支給対象取締役の基本報酬総額の50%といたします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとし、また、株主との価値共有を進めるために、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により導入した譲渡制限付株式報酬制度(取締役退任後に譲渡制限解除)に基づき、業務執行取締役に対して、年額70百万円以内（ただし使用人分給与を含まない）の金銭報酬債権を毎年一定の時期に支給いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬原資の配分割合については、上位の役位ほど配分ウェイトを高く設定し、業績指標の達成度合いに応じ、基本報酬の0%～50%の範囲内で支給いたします。

譲渡制限付株式報酬は、役位に応じ、基本報酬の約20%～30%相当額を支給いたします。

e. 報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員阿部良二がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の評価配分といたします。委任をうける理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会からの答申内容を尊重するものといたします。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

ロ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	239 (20)	140 (20)	63 (一)	36 (一)	10 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	27 (27)	27 (27)	— (一)	— (一)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	266 (47)	167 (47)	63 (一)	36 (一)	13 (6)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬については、単年度の業績指標 (KPI) の達成度合いに基づき支給いたします。業績指標は、中期経営計画の重要な経営指標としている営業利益とROEを採用し、ROEの達成すべき水準(下限)を5%と定め、その水準を満たした場合、当事業年度の営業利益の実績に基づき、営業利益額に所定の乗率を掛け、業績連動報酬原資を算出いたします。但し、業績連動報酬原資の上限は、支給対象取締役の基本報酬総額の50%といたします。
個別の業績連動報酬等の額については、役位別に設定されたポイントに基づき、配分を決定しております。なお、当事業年度の連結営業利益は7,304百万円であり、連結ROEは8.3%でありました。
3. 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式を支給しております。割当ての際の条件等は、33頁、34頁「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は29頁「⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。また、上記報酬の枠内で、同総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額を、取締役 (非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。) について、年額70百万円以内と決議いただいております。なお、上記各決議時において、取締役 (監査等委員を除く) の員数は9名 (うち非業務執行取締役1名、社外取締役2名) でありました。
5. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役 (監査等委員) の員数は3名でありました。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村田朋博氏は、フロンティア・マネジメント株式会社の執行役員であります。当社とフロンティア・マネジメント株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岡南啓司氏は、日本蒸留酒酒造組合の専務理事であります。当社と日本蒸留酒酒造組合との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上條正仁氏は、全国保証株式会社の社外取締役及びミラバイオロジクス株式会社の社外監査役であります。当社と全国保証株式会社及びミラバイオロジクス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役村田朋博氏は、山一電機株式会社の社外取締役であります。当社と山一電機株式会社との間に特別の関係はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	近藤 惠嗣	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において意見を述べており、取締役会の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。 (会議の出席状況) 取締役会 出席13回(全13回)、指名・報酬委員会 出席2回(全2回)
社外取締役	上條 正仁	主に金融機関の元経営者としての見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。 (会議の出席状況) 取締役会 出席13回(全13回)、指名・報酬委員会 出席2回(全2回)
社外取締役	村田 朋博	主に経営コンサルタントとしての見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 出席10回(全10回)
社外取締役 (常勤監査等委員)	山元 文明	主に複数の企業で経営及び監査に携わってきた見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、常勤の監査等委員として、上記取締役会、監査等委員会のほか、常務会などの重要な会議に出席し、必要な助言、提言を適宜行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 出席13回(全13回)、監査等委員会 出席13回(全13回)
社外取締役 (監査等委員)	水野 秀紀	主に他業界の経営者の見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 出席13回(全13回)、監査等委員会 出席13回(全13回)
社外取締役 (監査等委員)	岡南 啓司	主に国税庁・国税局において要職を歴任した見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 出席12回(全13回)、監査等委員会 出席13回(全13回)

(注) 取締役村田朋博氏は、2021年6月24日開催の第69期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうちHakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、グループ規程整備支援業務を委託いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2021年4月に公表した中期経営計画「Change & Co-Creat 2024」において、資本効率の改善を経営上及び財務上の重要課題と位置づけ、本計画期間中(2021年度から2024年度)は、配当と自己株式の取得により、「総還元性向100%」を目標とした株主還元を実施することを基本方針としております。また、成長投資や高い投資効率が期待できる投資案件等(M&A等戦略的投資、事業効率化投資)があれば、これを優先して実施することとしております。

これらの方針と当期の業績を踏まえ、期末配当金につきましては、2022年4月28日開催の取締役会において、期末配当金を1株当たり100円に増額させていただくことを決議いたしました。これにより、2021年12月に第2四半期末配当金として1株当たり60円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は前期より100円増額の160円、連結配当性向は64.4%となり、また当期に1,799百万円の自己株式の取得を実施しておりますので、総還元性向は100.2%となりました。

次期の配当金につきましては、1株当たり第2四半期末配当80円、期末配当80円の年間160円の普通配当を予定しております。

なお、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めており、第2四半期末配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本としております。

また、当社は上記方針の下、2022年4月28日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議いたしました(29頁「⑦その他の株式に関する重要な事項 八。」参照。)

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については、小数点第2位以下を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,670	流動負債	55,419
現金及び預金	18,620	支払手形及び買掛金	21,583
受取手形、売掛金及び契約資産	40,799	電子記録債務	2,932
電子記録債権	9,300	短期借入金	19,990
商品及び製品	40,233	リース債務	322
仕掛品	104	未払法人税等	1,910
原材料及び貯蔵品	925	賞与引当金	2,190
その他	4,709	役員賞与引当金	70
貸倒引当金	△22	製品保証引当金	13
		その他	6,407
固定資産	16,819	固定負債	14,401
有形固定資産	6,401	長期借入金	12,624
建物及び構築物	860	リース債務	198
機械及び装置	1,470	繰延税金負債	1,286
土地	3,053	役員退職慰労引当金	18
その他	1,017	退職給付に係る負債	249
無形固定資産	285	その他	24
投資その他の資産	10,132	負債合計	69,821
投資有価証券	9,632	(純資産の部)	
繰延税金資産	190	株主資本	53,636
その他	337	資本金	8,100
貸倒引当金	△28	資本剰余金	7,347
資産合計	131,490	利益剰余金	45,847
		自己株式	△7,658
		その他の包括利益累計額	8,032
		その他有価証券評価差額金	5,234
		繰延ヘッジ損益	66
		為替換算調整勘定	2,918
		退職給付に係る調整累計額	△187
		純資産合計	61,668
		負債純資産合計	131,490

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		191,495
売上原価		167,527
売上総利益		23,968
販売費及び一般管理費		16,663
営業利益		7,304
営業外収益		
受取利息及び配当金	121	
受取家賃	42	
為替差益	73	
その他	122	359
営業外費用		
支払利息	150	
売上債権売却損	39	
持分法による投資損失	22	
その他	40	253
経常利益		7,411
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除売却損	2	
減損損失	129	
投資有価証券評価損	21	
その他	0	153
税金等調整前当期純利益		7,260
法人税、住民税及び事業税	2,662	
法人税等調整額	△371	2,290
当期純利益		4,970
親会社株主に帰属する当期純利益		4,970

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,541	流動負債	48,367
現金及び預金	9,839	電子記録債務	2,932
受取手形	931	買掛金	17,393
電子記録債権	9,300	短期借入金	15,300
売掛金	34,326	1年内返済予定の長期借入金	4,690
商品及び製品	31,868	リース債務	18
仕掛品	80	未払金	1,998
原材料及び貯蔵品	762	未払費用	1,022
前渡金	215	未払法人税等	1,540
前払費用	258	契約負債	1,006
未収入金	1,299	預り金	114
その他	1,664	賞与引当金	1,916
貸倒引当金	△4	役員賞与引当金	70
		製品保証引当金	13
固定資産	19,276	その他	350
有形固定資産	5,411	固定負債	13,371
建物	695	長期借入金	12,624
構築物	14	リース債務	25
機械及び装置	1,388	繰延税金負債	700
車両運搬具	4	役員退職慰労引当金	1
工具、器具及び備品	402	長期預り保証金	20
土地	2,845	負債合計	61,739
リース資産	40	(純資産の部)	
建設仮勘定	20	株主資本	42,776
無形固定資産	185	資本金	8,100
借地権	20	資本剰余金	7,347
ソフトウェア	141	資本準備金	2,532
その他	24	その他資本剰余金	4,815
投資その他の資産	13,679	利益剰余金	34,987
投資有価証券	8,637	その他利益剰余金	34,987
関係会社株式	4,384	圧縮記帳積立金	0
関係会社出資金	178	別途積立金	16,000
破産更生債権等	1	繰越利益剰余金	18,987
前払年金費用	271	自己株式	△7,658
その他	237	評価・換算差額等	5,301
貸倒引当金	△31	その他有価証券評価差額金	5,235
		繰延ヘッジ損益	66
資産合計	109,818	純資産合計	48,078
		負債純資産合計	109,818

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		162,029
売上原価		143,956
売上総利益		18,073
販売費及び一般管理費		13,513
営業利益		4,559
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,110	
為替差益	161	
その他	148	1,419
営業外費用		
支払利息	136	
売上債権売却損	39	
その他	29	205
経常利益		5,774
特別利益		
固定資産売却益	1	
抱合せ株式消滅差益	101	103
特別損失		
固定資産除売却損	1	
減損損失	129	
投資有価証券評価損	21	151
税引前当期純利益		5,725
法人税、住民税及び事業税	2,101	
法人税等調整額	△529	1,571
当期純利益		4,154

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木	直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝塚	真聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伯東株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木 直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝塚 真聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伯東株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務し取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と、意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、監査等委員会を毎月開催し、取締役会の議題について事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

伯東株式会社 監査等委員会

社外取締役 常勤監査等委員 山元文明 ㊞
社外取締役 監査等委員 水野秀紀 ㊞
社外取締役 監査等委員 岡南啓司 ㊞

以 上

経営理念

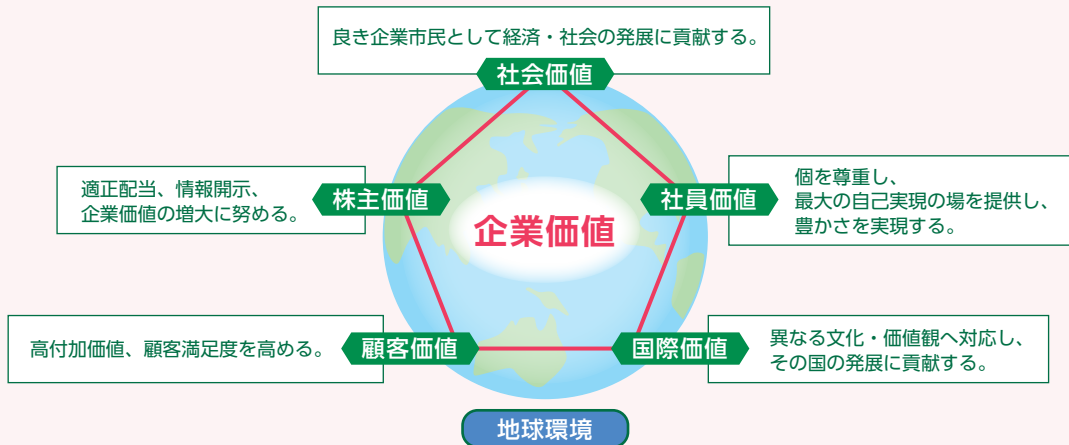
経営理念と行動指針

社 是

われわれは、社業の正しい営みを通し、
国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、
併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。

企業価値とは

社会の公器として地球環境に配慮し企業価値を高めることを目指す。



1. 会社は社会の公器であり、透明性を持ち公明正大に自らを律し、社会から信頼される事業活動を行う。
2. 自社のための事業活動だけではなく、環境保護に努め、社会への義務はもとより、良き企業市民として社会貢献を行う。

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都新宿区新宿一丁目1番13号 **当社8階講堂**

交通機関

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線
新宿御苑前駅2番出口 徒歩約3分



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。